

## 富士山麓ビジネスマッチング促進事業費補助金交付要綱

平成22年5月11日副市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、富士山麓先端健康産業集積プロジェクト（以下「ファルマバレープロジェクト」という。）の一翼を担い、市勢の振興に資するため、富士山麓地域で実施される富士山麓ビジネスマッチング促進事業（以下「マッチング事業」という。）に係る費用について、これを実施する一般財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ファルマバレープロジェクト 静岡県民の健康増進と健康関連産業の集積を図り、特色ある地域の発展の実現を目的に平成23年3月に策定された第3次戦略計画をいう。
- (2) 富士山麓地域 沼津市、富士市、富士宮市、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆の国市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町及び函南町の8市4町をいう。
- (3) マッチング事業 産学官連携から創出される製品化シーズと地域企業の技術とのビジネスマッチングの推進を目的とする事業をいう。
- (4) ファルマバレーセンター ファルマバレープロジェクトを推進するための中核的支援機関をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、一般財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に設置されるファルマバレーセンターが行う、次に掲げる事業とする。

- (1) マッチング事業の運営に係る事業
- (2) マッチング事業の活動に係る事業

(交付の対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費は、前条に規定する補助対象事業の施行に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の範囲内で50万円を限度とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成22年5月11日決定)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年度分以降の補助金に適用する。
- 2 都市エリア推進事業費補助金交付要綱(平成16年10月15日市長決裁)は廃止する。

付 則 (平成24年5月1日副市長決裁)

付 則 (平成30年5月8日部長決裁)

この改正は、決裁の日から施行する。